

## 法律科目試験 「民事法系」 問題

### 民事法系 1 (配点 160 点)

※ 以下の問題は、「民法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 44 号)及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 29 年法律第 45 号)による改正後の法律(改正法)に基づいて出題されている。ただし、上記 2 つの法律による改正前の法律(現行法)に基づいて解答した場合でも、採点に際して不利益に扱われることはない。

I 次の事項について、その違いが分かるように、各問 300 字以内で説明しなさい。

- (1) 普通失踪と特別失踪
- (2) 死因贈与と遺贈

II Aは、自己の所有する土地建物(以下「本件不動産」という。)において、個人事業主として旅館業を営んでいる。Aには、本件不動産のほかに見るべき財産はない。

2019 年夏ころ、近隣にビジネスホテルが開業したことから、Aは売上の低迷に悩むようになり、思いきって旅館を改築して集客を図ろうと考えるに至った。そこで、Aは、2020 年 4 月 16 日、かねてから取引のあった金融機関 B から、弁済期を 2023 年 4 月 15 日として、金 1200 万円を借り入れた(以下「金銭消費貸借契約甲」という。)。Aは、借り入れた金員を旅館の改築費用等に充てて、その全額を費消してしまった。

ところが、旅館の改築後も売上の低迷は続き、Aは、当座の運転資金にも事欠くようになった。そうしたなか、資産家の伯父 C が資金援助を申し出たため、2022 年 10 月 16 日、Aは、C から、弁済期を 2023 年 10 月 15 日として、金 1200 万円を借り入れた(以下「金銭消費貸借契約乙」という。)

現在は、2023 年 10 月 31 日である。本件不動産の価値は金 2000 万円相当であり、これは改築の前後で変動していない。

上記の事実関係を前提として、次の問(1)及び問(2)に解答しなさい。ただし、利息及び遅延損害金については検討する必要がない。なお、両問は独立した問題である。

問(1)

Aは、2023 年 4 月 1 日、不動産業者 D に対して、本件不動産を代金 2000 万円で売り渡し、その旨の登記を経由した。その後、Aは、受領した代金 2000 万円の全額を遊興費として費消してしまった。

このとき、Bは、金銭消費貸借契約甲に係る貸金債権を保全するために、どのような請求を行うことが考えられるか、また、その請求は認められるか論じなさい。

問(2)

2023年3月ころ、Aの経営不振が続いていることを聞きつけたCは、Aのもとをくり返し訪れ、「このまま競売にかけられたら、本件不動産は本来の価格の6割かそこらでしか競落されないだろう。それに、Bに義理立てしたところで、後の面倒を見てくれるわけでもない。本件不動産を代物弁済として私にくれれば、今後とも悪いようにはしない」などと申し向けるようになった。Cの執拗な説得を受けたAは、資産家の伯父Cに恩を売っておいた方が、金融機関Bのために財産を保全しておくよりも長い目で見て得だと思えるようになった。そこで、Aは、Cとの間で、2023年4月1日、金銭消費貸借契約乙に係る貸金債務の弁済に代えて本件不動産の所有権を移転するとの合意をし、同日、Cに対して、本件不動産を引き渡し、その旨の所有権移転登記がなされた。

このとき、Bは、金銭消費貸借契約甲に係る貸金債権を保全するために、どのような請求を行うことが考えられるか、また、その請求は認められるか論じなさい。

## 民法法系 2 (配点 80 点)

Ⅲ 次の事項についてそれぞれ 200 字以内で説明しなさい。

- (1) 商号単一の原則
- (2) 倉荷証券の物権的効力

Ⅳ 甲株式会社（以下「甲社」という。）と乙株式会社（以下「乙社」という。）はいずれも上場会社で一種類の株式のみを発行している。甲社の発行済み株式総数が2500万株で、乙社の発行済み株式総数は2000万株である。甲社と乙社は資本提携をしており、甲社は乙社株を460万株、乙社は甲社株を320万株保有している。今度乙社は同じく資本提携をしていた丙社との間の資本提携の打ち切りをすることになり、丙社は保有していた乙社株200万株を売却することになった。そこで乙社は丙社が放出するのと同数の自社株を市場から買い付けることとした。

- (1) 甲社はこの乙社による自社株の取得に懸念を抱いている。それはなぜか。
- (2) 乙社の代表取締役であるAは、上記により取得した自己株式を独断で自派の取締役に對して、市場価額の半額で譲渡した。このことを知った同社の株主であるXは、この譲渡の効力を争うつもりである。どのような主張をするか、また、それは認められるか。

Ⅴ 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、A、B、C が共同して研究している高速通信システムの開発・事業化のために設立された会社であり、東証マザーズに上場している。甲社の発行済み株式総数は10万株であり、研究の中心を担っているAが3万株、B、Cがそれぞれ2万株を保有しており、残りは235名の一般株主が保有していた。甲社のシステムの開発には多額の費用を要するところ、甲社は十分な資金を得ることができずにいて困っていたことから、ファンドである乙株式会社（一種類の株式のみを発行しており、その譲渡には定款による譲渡制限が付されている。以下「乙社」という。）の100%子会社として乙社の傘下に入り、開発に必要な資金を乙社から出資や融資を受けることにより確保しようと考えた。

100%子会社となる方法については株式交換でなされることとなり、完全子会社となる甲社に必要な株主総会の承認を得るための臨時株主総会が2019年の9月10日に開催された。同株主総会の招集通知は8月27日に発出された。同株主総会には、A、B、Cの他82名の株主が出席した。採決の結果、A、B、Cの他51名の株主が賛成したことから、代表取締役で議長であるAは決議の成立を宣し、同株式交換の効力は株式交換契約で効力発生日と定められた同年の9月11日に発生した。なお、乙社にとっては、同株式交換は簡易交換にあたるため、同株式交換の承認決議はなされていない。

この株式交換に不満な甲社の株主Xは、同株式交換の効力を争うつもりである。どのような主張をするか、また、それは認められるか。